

自然災害時の対応について

本校は、練馬区教育委員会の定める「練馬区における自然災害時の対応について」に則して、以下のように対応します。

1 地震発生時の保護者引き渡し等の原則

- (1) 学校在校時に震度5弱以上の地震が発生または発生が予想される場合
 - 連絡の有無に関係なく、保護者等の引き取り調査票に記載された引き取り人に引き渡す。
 - 時間がかかっても、引き取り人が来校するまで学校で児童を預かる。
- (2) 学校在校時に震度4程度の地震が発生した場合
 - 原則として引き渡しは行わず、通常の時刻に下校させる。
 - 交通機関に混乱が生じ、保護者が帰宅困難になることが予想される場合、事前に保護者からの届けがある児童については、学校で待機させて保護者の引き取りを待たせる。
 - 状況によって、教職員が児童を先導して方面別集団下校を実施する。
- (3) 自宅にいる時に震度5弱以上の地震が発生した場合・発生が予想される場合
 - 登校は保護者の判断による。
- (4) 登校時に、大地震が発生した場合・発生が予想される場合
 - 通学路上で自宅と学校のうち、近い方に避難するのが原則とする。教職員が通学路に出て、児童を誘導する。登校していない児童には、安否確認を実施する。
- (5) 下校時に、大地震が発生した場合・発生が予想される場合
 - 通学路上で自宅と学校のうち、近い方に避難するのが原則とする。教職員が通学路に出て、児童を誘導する。
 - 帰宅後は連絡がつき次第、無事の有無を学校へ連絡する。
 - 校内にいる児童と帰宅児童の確認をする。
- (6) 大地震発生後の登下校・学校行事への対応
 - 臨機応変に防災頭巾を着用しての登下校を実施する。
 - 学校行事は実施期日・実施内容の変更もある。
 - 計画停電への対応、「上小ひろば」の実施等は状況をみて適宜判断して連絡する。
- (7) その他
 - 公的機関からの正しい情報をもとに冷静に判断するように呼びかける。
 - 「落ち着いて、冷静に行動する」「人の話をしっかり聞く」「危険な場所には近づかない」「揺れがあってもすぐに飛び出さない」「ヘルメットや防災頭巾を身に付ける」等の指導を徹底する。
 - 震度5弱以上の大地震発生の場合、区内のすべての小中学校は避難拠点として運営する。

2 気象警報発表時における臨時休業等の対応について

(1) 臨時休業となる場合

- 当日午前7時の時点で、気象庁から「練馬区」について、「特別警報（大雨・強風・大雪・暴風雪等）」または、「暴雨警報」「暴風雪警報」が発表されている場合は臨時休業となる。
- 台風等が予想される場合は、前日に当日の対応を通知する。

(2) 臨時休業とならない場合

- 登校については、次のいずれかの対応
 - ・登校時刻の変更（午前中に台風が通過する見込み等、状況に応じて決める。）
 - ・登校については、各家庭の判断に任せる。
- 登校後、台風の強大化、急接近、降雪量の急激な変化には、次のいずれかの対応
 - ・下校時刻を早め、方面別集団下校を実施する。
 - ・台風の通過、降雪量の減少、雷雲の通過まで学校内で待機させる。
 - ・引き取り人による児童引き取りを行う。

(3) 児童への安全確保

- 台風接近時・降雪時には「暴風（降雪）が激しい場合は外へ出ない」「切れた電線など、危険な場所には近づかない」等の指導を徹底する。
- 勢力が強い熱帯低気圧や冬季における通称爆弾的圧等の影響にも注意が必要であることを指導する。
- 除雪状況により、翌朝以降に通学路の凍結防止のため、融雪剤として塩化カルシウムをまくことがある。